

2025年10月1日

住宅ローンの不正利用防止を目的とする「情報交換に関する協定」への 新たな加盟行について

株式会社千葉興業銀行（頭取 梅田 仁司）は、住宅ローンの不正利用防止を目的とする「情報交換に関する協定」に、2025年9月29日(月)付で下記の銀行が新たに加盟したことをお知らせいたします。

【新たに協定に加盟する銀行】

- ・横浜銀行
- ・武蔵野銀行
- ・ソニー銀行

本協定は、お客さまの利益保護を目的として、当行および株式会社千葉銀行（頭取 米本 努）、株式会社京葉銀行（頭取 藤田 剛）の三行間で2024年9月に締結したものです。

住宅ローンの不正利用とは、お客さまが居住する住宅の購入を目的とした住宅ローンを、投資用物件の購入に充てたり、物件価格や収入資料等を偽装したりすることです。不動産業者の中には、お客さまを意図的にこうした不正利用に巻き込む不正業者が存在します。

今回、本協定の加盟行増加により、不正業者に関する情報共有が強化されます。これにより、お客さまが住宅ローンの不正利用に巻き込まれることを防止し、一層の顧客保護につながるものと期待されます。

当行は今後も『お客さま本位』の業務運営を重要な柱と位置付け、その実現をめざしてまいります。

以上